池田市立幼稚園長会 池田市立学校長会 池田市教育委員会 池田市立学校園PTA協議会

分散登校期間中の臨時休業基準について

平素より池田市立学校・園の教育推進にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。 さて、分散登校期間(6月1日~6月12日)において、台風等の非常変災による臨時休業の基準について、すでに配付しております「幼児・児童・生徒の安全確保のために」の 1~3を下記のように変更しますので、ご確認ください。

6月15日からは、従来通りの基準といたします。

記

「池田市」に気象警報・土砂災害警戒情報・避難情報等が出ている場合

1 午前7時から登校・登園時刻(家を出る前)までの間に、下記①~③の場合、登校・登園を見合わせ、自宅待機してください。 (削除)

午前7時時点で、下記①~③の場合、臨時休業とします。 (変更)

- ①「池田市」に「特別警報」や「暴風警報」が発表されている場合 (「大雨警報」「洪水警報」は含みません)
- ②「池田市」に「土砂災害警戒情報」が発表されている場合
- ③校区で、洪水や土砂災害による「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難 指示(緊急)」が発表されている場合
- 2 午前9時までに上記警報等が解除された場合、安全に十分注意し、登校・登園してください。なお、給食の予定がある場合は実施いたします。 (削除)
- 3 午前9時現在、上記警報等が解除されない場合、臨時休業とします。 (削除)